

Q1. クーポンの配分割り振りを旅行代理店同士で調整することは可能か。

A. 旅行代理店様の配分については、事務局で管理しておりますので、そちらにご連絡ください。

Q2. 1人複数回の利用が可能ですか？

A. 可能です。

Q3. 先着順ということであるが、県内の団体客(スポ少の合宿等)に対しても、クーポンを適用させてよいのか。

A. 基本的に対象となります。教育旅行に関しましても、宿泊・日帰り共に対象外といたしません。すでに「バス・タク旅やまがた巡り事業」の活用を見越して各学校への金額提示等がされているかと思っておりますので、教育旅行に関しては、「バス・タク旅やまがた巡り事業」等の積極活用を促すようご対応下さい。

(4月22日追記)

このたびの「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～」は、県民の宿泊・旅行（一般の宿泊・旅行）需要を喚起するとともに、旅行代理店においては新たな顧客を確保していただく趣旨から、キャンペーン開始日（4月16日）以降の新規予約をクーポンの適用対象としています。

また、今回は5月31日までの短期間の事業であり、配分するクーポンにも限りがあることから、既存の予約である教育旅行やスポ少合宿等については、既存の「泊まって元気キャンペーン」や「バス・タク旅」を積極的に活用してください。

Q4. 貸し切りバスなどのパッケージツアーに対しても、クーポンを適用させてよいのか。

A. 貸し切りバスがついているパッケージツアーでも差し支えございません。ただし、宿泊にかかる料金のみがクーポンの利用対象となります。

Q5. 県内在住であることはどのように確認するのか。

A. 「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～」利用申込書（様式第1号）をお客様からご記入いただく際に、マイナンバーカード、運転免許証、保険証等の本人確認ができるものをご提示いただき、ご確認ください。

なお、ウェブサイトによるお申込みの場合には、入力フォーム等でご確認くださいようお願いいたします。

Q6. 県内在住が確認できなかった場合、どうすべきか。

A. 確認できない場合には、クーポンのご利用はできません。そのため、窓口でのご購入時には、必ず県内在住であることが確認できる書類を持参くださるようお願いいたします。

なお、ウェブサイトによるお申込みの場合には、入力フォーム等でご確認できない場合には、クーポンのご利用はできません。

Q7. 申込書記載の住所と免許証等の住所が異なる場合、どうすべきか。

A. その他書類（光熱水費等の領収書等を含む）により、県内在住者であることが確認できる場合にはクーポンをご利用いただけます。

なお、確認できない場合には、ご利用いただけませんので、窓口でのご購入時に、必ず県内在住であることが確認できる書類を持参くださるようお願いください。

Q8. 免許証等の住所は県外だが、県内在住と言われている。その場合は使用できるのか。

A. その他書類（光熱水費等の領収書等を含む）により、県内在住者であることが確認できる場合にはクーポンをご利用いただけます。

なお、確認できない場合には、ご利用いただけませんので、窓口でのご購入時に、必ず県内在住であることが確認できる書類を持参くださるようお願いください。

Q9. 店頭で申し込みをされた際、同行者がいる場合は、窓口に来店された方の分しか割引クーポンを利用できないのか。

A. 同行者の方が県内在住者であればクーポンをご利用いただけます。（店頭でのお申し込みの場合には、お申込者に記入いただく利用申込書のチェック欄で、「クーポンを利用する者は、全員が山形県民であること」を確認してください。）

Q10. ウェブサイトや電話受付で申し込まれた場合、いつ利用申請書を記入いただければいいのか。

A. 申込者にご来店いただく機会がない場合は、ウェブサイトの入力フォーム又は電話聞き取りにて、「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～利用申込書（様式第1号）」の記載事項をご入力いただく又はご確認ください。

なお、請求時には、利用申込書の代わりに氏名・住所（市町村）、施設名、宿泊日、利用人数、クーポン利用枚数が確認できる書類を添付してください。

Q11. 宿泊クーポン利用対象となる料金はどこまでか。

A. 消費税等を含む総額に対して、クーポンが利用可能です。ただし、その他のサービスと宿泊がセットになっているプランの場合、たとえば交通費等も込みのセットの場合は、宿泊にかかる料金のみがクーポンの利用対象となります。

Q12. 予約をキャンセルした場合、クーポン利用の権利もなくなるのか。

A. 宿泊予約のキャンセルとともに申込者の割引クーポンの権利もなくなります。次の予約分としてクーポンをお使いください。

Q13. 宿泊証明書(やまがた春旅クーポン)は、お客様はどのタイミングでもらうのか？

A. 宿泊旅行に関しては、宿泊施設にてチェックインの際、宿泊証明書(やまがた春旅クーポン)

を発行します。旅行代理店型申込の方も、基本チェックインの際、宿泊施設にて宿泊証明書(やまがた春旅クーポン)発行となります。

日帰り旅行は、募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品、手配旅行商品が対象割引適用となりますので、旅行代理店にて精算の際、日帰り旅行証明書兼やまがた春旅クーポンを発行して下さい。

Q14. どこにいつまで請求するのか。

A. 別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認の上、
「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～事務局
(〒990-0043 山形市本町2-4-3 本町ビル6階)」に郵送で提出ください。

Q15. 請求するときの書類はなにか。

A. ① 申込者から提出された利用申込書原本(様式第1号)、②換金請求書を提出してください。
利用申込書、換金請求書控えを旅行代理店様にて保管ください。

Q16. 換金請求書の利用枚数とは、「店頭販売した枚数」なのか。それとも、「お客様が実際に宿泊された枚数(宿泊施設からの請求後)」なのか。

A. お客様が実際に宿泊して、使用した枚数となります。

Q17. 換金請求書の提出について、利用申込書の合計枚数と換金請求書の枚数が一致しない場合があるが、よいのか。

A. 利用申込書の施設記入欄の枚数の合計と換金請求書の枚数は一致しなければなりません。

Q18. いつ振り込まれるのか。

A. 別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認ください。
なお、精算書類等の送付に要する送料は、宿泊施設の負担となりますのでご了承ください。

Q19. 請求は、毎月行う必要があるのか。ある程度まとめて行ってもよいのか。

A. 事業期間中、4回(4月30日、5月14日、5月31日、6月15日)のご請求が可能です。
別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認いただき発送下さい。
4回とも消印有効となります。

Q20. 毎週申し込み状況の報告とのことだが、予約(申込み)を受けなかった週も報告が必要か。

A. 申し込みを受けなかった週については、報告不要です。

Q21. 応援・元気キャンペーンとの併用は可能か？

A. 今回は、併用不可となります。ただ、市町村等が実施するキャンペーンとの併用については、市町村等の取扱いに準じます。また、キャンペーンの適用順については、市町村等のキャンペーン等を先に適用させ、残価に対しやまがた春旅の割引を適用させる。

Q22. 県外の人に利用させてしまったが、この分の請求できるのか。

A. 県民限定とさせていただいておりますので（利用申込時に県内在住者であることをご確認いただいておりますので）、大変申し訳ございませんが、ご請求いただくことはできません。

Q23. 店頭で代理の方が申込みに来たが、その場合でも予約を受け付けていいのか。

A. 代理の方による申し込みも可能ですが、お泊まりになる方が県民であることを証明できるもの（運転免許証等の写しなど）で確認をお願いします。なお、確認することができない場合には、お申込みいただけません。

Q24. 不正利用はどうやって防ぐのか。

A. （利用申込書をご記入いただく際に）本人確認ができるものをご提示いただく（直接窓口でのやりとりがない場合には、WEBの入力フォーム等でご確認いただく）ことで、【県内在住者】であることを確認し、利用要件の周知を引き続き徹底してまいります。

Q25. 不正利用がわかった場合は。

A. 法律に則り、適正に対応してまいります。

Q26. やまがた春旅クーポン(日帰り旅行証明書)の日付は手書きでもハンコでもどちらでも大丈夫か？

A. 問題ございません。ただ、汚損・誤記入のものに関しては、後日事務局にて回収いたしますので、保管ください。